道路運送車両の保安基準第６７条第１項の規定により準用する同令第５５条第１項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示

道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号。以下「保安基準」という。）第６７条第１項の規定により準用する同令第５５条第１項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

（１）保安基準第６１条第１項（制動装置の系統の数に係る部分に限る。）、第６２条の２及び第６５条第１項の規定

（２）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成１４年国土交通省告示第６１９号。以下「細目告示」という。）第２５７条第１項第３号及び第５号、第２５８条第２項（協定規則第７８号の技術的な要件及び別添９８に定める基準並びに制動装置の系統の数に関する部分に限る。）及び第３項（制動装置の系統の数に係る部分に限る。）、第２６０条第１項第１号並びに第２項第２号及び第３号、第２６４条第１項第３号、第２６６条第２項第１号、第２６８条の３第４項第１号、第２７３条第１項第３号及び第５号、第２７４条第２項（制動装置の系統の数に係る部分に限る。）及び第３項（制動装置の系統の数に係る部分に限る。）、第２７６条第１項第１号並びに第２項第２号及び第３号、第２８０条第１項第３号、第２８２条第２項第１号並びに第２８４条の３第４項第１号の規定

（３）昼間のみ運行するものにあっては、第１号及び第２号に掲げる規定のほか、保安基準第６２条第１項及び第６３条第１項の規定

（４）道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第１１号の３の身体障害者用の車椅子を乗車装置とする特定小型原動機付自転車であって、車両前部に原動機を有するものにあっては、保安基準第６６条の７第１号（他の交通からの視認性に関する部分に限る。）及び第２号、第６６条の９並びに第６６条の１０並びに細目告示第２８９条第２項（別添９８に定める基準のうち、後車輪の制動性能に係る部分に限る。）及び第３０２条第２項（別添９８に定める基準のうち、後車輪の制動性能に係る部分に限る。）の規定

附則（平成２７年７月１０日国土交通省告示第８５７号）

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第一条の規定により準用する道路運送車両の保安基準第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の廃止）

２　国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三条に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第一条の規定により準用する道路運送車両の保安基準第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成二十三年国土交通省告示第二百九十六号）は、廃止する。

附則（令和４年１２月２３日国土交通省告示第１２８９号）

この告示は、公布の日から施行する。